

令和3年度重点検討項目の進捗状況(令和4年8月時点)

資料1-2
別紙2

R3年度 重点検討項目

| 【施策目標】 | 現状・達成状況 | 改善点・今後の方向性 |
|------------------------------|--|---|
| 児童発達支援センターの機能強化 | | |
| <p>9 ニーズに応じた療育形態の提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型センターで、毎日通園クラス、週2日の親子通園クラス、こども園・幼稚園在籍児を対象とした並行通園クラス(知的に遅れのある子ども対象の週1日クラス・発達障害児対象の月2日クラス)を設置している。「めだか親子教室」、福祉型センターの週2日親子通園クラスについては、こども園等在籍園児も利用できるようになっている。(資料3-1) ・障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)の施設支援として学校・幼稚園等への指導助言、通所支援として「めだか親子教室」(月3回半期制)を実施している。 ・医療型センターは親子通園を基本とし、クラス及び児童の発達状況に応じ、単独通園日を設定している。3歳児以上で週1日であった単独通園を4、5歳児以上は週2日になっている。しかし、現状としては単独通園の増等への要望が利用者や関係機関からあがっている。 ・令和4年7月より、月1回程度、南北のセンターで就学前の医療的ケアのある児童・歩行未獲得の児童を対象に「にじいろクラブ」を土曜日に実施。子どもの発達や児童発達支援に係る情報が得られる場となることを目的に、親子での遊びを通じて、保護者の子ども理解を深めていただいている。 ・各児童発達支援センターで保育所等訪問支援、障害児相談支援を行っている。 ・児童発達支援事業所や障害児相談支援事業所の交流会を開催し、事業所間の情報共有・課題共有を図り、指導・助言や実地研修などを行い、市全体の支援者のスキルアップに取り組んでいる。 ・並行通園おひさまクラスでは在籍園への支援として訪問や助言を行っている。 | <p>継続</p> <p>・次期指定管理(令和6年度～)に向けニーズに応じた療育形態について検討している。</p> |
| 学齢期支援の充実 | | |
| <p>14 教育と福祉の連携の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援等関係機関連絡会で、就学前児童に関して、市の関係課及び市の事業の受託者が連携した支援を図っている。H27年度から教育委員会(公立幼稚園担当者)、H29年度からは、教育委員会支援教育課(就学相談)が構成機関に加わっている。(資料3-2) ・「あい・ふあいる」の活用推進、障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)の施設支援の受け入れ、放課後等デイサービス事業所等とのケース会議の開催、支援計画をツールとした課題共有など、個々のケースの関わりから連携を進めている。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、学校等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、市から放課後等デイサービス事業所に対して学校の臨時休業や濃厚接触者が特定されるまでの一定期間における放課後等デイサービスの利用判断基準について周知することで学校と放課後等デイサービス事業所が連携を図っている。 | <p>継続</p> |
| <p>15 行動障害のある児童への支援体制の構築</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・R4年9月現在、短期入所の支給決定を受けている児童568人のうち、重度障害者支援加算(行動関連項目の合計点数が10点以上)の対象となっている児童は、125人です。 ・堺市障害者自立支援協議会において、令和元年度、強度行動障害支援ワーキングチームが設置された。各関係機関での取り組みを共有し、課題抽出を行い、必要な支援の仕組みや方策について検討している。18歳以上の障害者の支援に関する検討が主であるが、その中で、児童期における適切な支援の積み重ねが重要であるという意見も出ている。令和2年度以降新型コロナウイルス影響で会議が実施できていないが今後もこの取り組みの継続を検討していく。 ・障害児等療育支援事業(あい・すてーしょん)の施設支援や障害児通所支援事業者育成事業で学校、事業所等の支援困難ケースの助言を行っている。 | <p>継続検討</p> |

令和3年度重点検討項目の進捗状況(令和4年8月時点)

資料1-2
別紙2

R3年度 重点検討項目

| 【施策目標】 | 現状・達成状況 | 改善点・今後の方向性 |
|--------------------------|---|------------|
| 家族への社会的支援の充実 | | |
| 22 虐待、ひとり親等の要支援・要保護家庭の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の要保護・要支援家庭の支援において、特に学校や事業所における困難ケースが存在する。児童虐待ケースとして見守っている子どもの実人数は、別添資料のとおり。(資料3-3) ・進行管理ができていないケース、カンファレンスが実施されていないケースではその支援の困難性が増している。役割分担と情報共有は欠かせないが、各支援機関が抱え込まず連携を求めやすい体制づくりが必要。 ・保護者が障害当事者であり、保護者の養育や関わりに課題があるケースや、家庭のキーパーソンがおらず家族全体に支援が必要なケースも存在する。 | 継続検討 |
| 障害児支援体制の整備と推進 | | |
| 25 支援者の資質向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度から「障害児通所支援事業者育成事業」を実施。(資料3-4) ・H27年度から、子ども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等障害児支援に携わる者を対象に、各機関及び地域の中核となるサポートリーダーを2年かけて養成するため、あい・さかい・サポーター養成研修を実施している。また、令和元年度から障害福祉サービス事業所を対象として追加。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は新規募集を行わず、令和3年度から募集を再開。 R4年8月時点で「あい・さかいサポートリーダー」250名が認定されている。 ・フォローアップ研修については今年度冬ごろ実施予定。 ・H29年度から国が策定した『放課後等デイサービスガイドライン』に基づいた支援が行われているか事業所自らがチェックできるよう、堺市独自の『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』を作成。市ホームページに公開している。 H30年度からは児童発達支援も同様。 ・障害児支援事業者研修等の取り組みを実施予定 | 継続 |
| 26 医療的ケア児の支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度に「堺市医療的ケア児等支援懇話会」を設置し、令和2年度より医療的ケア児等支援連絡会議に変更。 ・R2年度より堺市で医療的ケア児等コーディネーター養成研修を開催。R3年度までに58名が修了(令和元年度に大阪府での研修修了者も含む。)R4年度以降は外部委託し実施予定。 ・平成30年度の調査票から「医療的ケアありの場合のみ回答」を加え、内容について記述してもらった。R3年度において58人の回答があり、在籍状況は、私立認定子ども園等で23人、在宅が15人、医療型児童発達支援センターで14人、児童発達支援事業所で2人、市立認定子ども園(保育所)・私立幼稚園・聴覚支援学校幼稚部・その他で各1人であった。障害福祉サービス等の利用をしている児童は5人であった。重複障害がある児童は42人で、2種類の重複障害がある児童が30人、3種類の重複障害ある児童が5人だった。 ・福泉中央子ども園敷地に、重症心身障害児対応の障害児通所支援事業所を併設した0歳から5歳児の医療的ケア児の利用が可能な幼保連携型認定子ども園を令和4年4月開園した。 | 継続・拡充 |